租税特別措置等に係る政策の事前評価書

	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
1	政策評価の対象とした政策 の名称	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置の延長					
2	対象税目 ① 政策評価の 対象税目	法人事業税:義(地方税 12)					
	② 上記以外の 税目	_					
3	要望区分等の別	【新設·拡充·延長】 【単独·主管·共管】					
4	内容	《現行制度の概要》					
		銀行等保有株式取得機構(以下「機構」という。)については、令和8					
		年3月31日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、資本金					
		等の額を10億円とする課税標準の特例措置が講ぜられている。					
		《要望の内容》					
		当該措置を機構の存続期限まで延長すること。					
		《関係条項》					
		・地方税法第 72 条の 12 第2号					
		·地方税法附則第9条第3項					
5	担当部局	金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室					
6	評価実施時期及び分析対	評価実施時期:令和7年8月					
	象期間	分析対象期間: 平成 16 年度~令和 10 年度					
7	創設年度及び改正経緯	平成 16 年度 創設					
		平成 21 年度 5年間の延長					
		平成 26 年度 3年間の延長					
		平成 29 年度 3年間の延長 令和 2年度 3年間の延長					
		予和 2年度 3年間の延長 令和 5年度 3年間の延長					
8	適用又は延長期間	機構の存続期限までの延長とする。					
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
9	必要性 ① 政策目的及 等 びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保されることで、機					
	寸 0. C 024以近	横において銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行わ					
		れ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等によ					
		る対象株式等の処分等の円滑化が図られ、金融システムの安定性の					
		確保及び国民経済の健全な発展に資すること。					
		《政策目的の根拠》					
		銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第百					
		三十一号)					
		(目的) 第1条 この法律は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情					
		勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保す					
		るため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、					
		銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行等と					
		銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を					

				解消することに資する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
		2	政策体系に おける政策 目的の位置 付け	I - 2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
		3	租税特別措置等により 達成しようと する目標	機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保されることで、機構において銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化が図られること。
		4	政策目的に 対する租税 特別措置等 の達成目標 実現による 寄与	本特例措置を講ずることにより、機構のセーフティネットとしての機能が発揮され、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化が図られることにより、金融システムの安定性の確保及び国民経済の健全な発展に資する。 このため、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化に資するため、銀行等により機構に対し対象株式等の買取の申し入れがあった場合には一定の応諾率(80%以上)が達成されることが望ましい(令和8年度要望において新規設定)。
10	有効性	1	適用数	本特例措置の創設以降、適用対象は機構のみであり、今後においても機構のみが適用対象となる。 【算定根拠】
		2	適用額	適用総額は、各年度 274.8 億円(資本金等の額(284.8 億円) - 特例適用後課税標準(10 億円))である。 【算定根拠】 資本金等の額=一般勘定の当初拠出金(107.0 億円)+特別勘定の売却時拠出金(177.8 億円)=284.8 億円 (出典:銀行等保有株式取得機構「令和6事業年度決算に関する報告」)
		3	減収額	○減収額 平成 16 年度から平成 26 年度まで各年度 57 百万円 平成 27 年度 86 百万円 平成 28 年度から令和7年度まで各年度 144 百万円 ○減収見込み額 令和8年度以降、144 百万円 【算定根拠】 本特例措置の適用総額×法人事業税(資本割)税率 = 27,478,679 千円 × 0.21% = 57,705 千円(~平成 26 年度) = 27,478,679 千円 × 0.315% = 86,557 千円(平成 27 年度) = 27,478,679 千円 × 0.525% = 144,263 千円(平成 28 年度~令和元年度)

	I	
		= 27,480,679 千円 × 0.525% = 144,273 千円(令和2年度以降)
		(出典:地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書)
4	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようと する目標(9③)の実現状況》
		本特例措置により、平成 16 年度から平成 26 年度の各年度で 57
		百万円、27 年度 86 百万円、28 年度から令和7年度の各年度で 144
	 	百万円の税負担が軽減され、機構の財務面での安定的な業務運営基
		盤の確保に寄与しており、機構による銀行等の保有する対象株式等の
		買取り等の業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮される
	i - 	ことにより、銀行等による株式等の処分等の円滑化が図られており、金
	I 	融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資している。 - このも ぬ 知行等による対象性 共等の加入等の円滑化に終せると
		このため、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化に資するため、銀行等より機構に対し対象株式等の買取の申し入れがあった場合
		には一定の応諾率(80%以上)が達成されることが望ましい。
		1.1.5 たいが明子(55/5次上)が足派に行るのににが主めして。
		【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】
		_
	i 	《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別
	 	措置等の直接的効果》
		本特例措置が延長されなかった場合、機構の財務面での安定的な
	 	業務運営基盤の確保がされず、機構による銀行等の保有する対象株工等の開取以等の業務が行われたいことで、セーフライブットによる。
		式等の買取り等の業務が行われないことで、セーフティネットとしての
	i - -	いこととなり、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展
		が阻害されるおそれがある。
		【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 -
		○直接的効果の把握・分析手法及び直接的効果と考えられる理由
	 	他の政策手段として妥当なものは存在せず比較は困難であるが、機
		構は、銀行等による株式等の処分に係るセーフティネットとしての機能
	i 	を発揮し、金融システムの安定性の確保や国民経済の健全な発展に
		寄与しているものと考えられることから、こうした機構が果たす役割とそ の効果を踏まえると、本特例を措置する必要性は高いものと考えられ
		の別末で聞ふれると、平行例で相直する必要には同いものと考えられる。
		《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》
		-
(5)	 税収減を是	本特例措置を講ずることにより、令和8年度以降の各年度において
	認する理由	法人事業税 144 百万円の税負担が軽減され、機構の財務面での安定
	 等	的な業務運営基盤が確保されることに繋がる。
		その結果、機構による銀行等の保有する対象株式等の買取り等の
		業務が行われ、セーフティネットとしての機能が発揮されることにより、
		銀行等による株式等の処分等の円滑化が図られ、金融システムの安
	i 	定性の確保及び国民経済の健全な発展に寄与していることから、税収

				減を是認する効果があるといえる。
11	相当性	1	租税特別措	機構は、銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務を行うこと
			置等による	により、銀行等による対象株式等の処分等の円滑を図ることを目的と
			べき妥当性	しており、セーフティネットとして高い公共性を有し、信用秩序の維持に
			等	不可欠なものである。
				当該業務は機構のみが担っており、本特例措置により機構の財務
				面での安定的な業務運営基盤が確保され、セーフティネットとしての機
				能が発揮される必要がある。
				機構は、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第 57 条第
				6項において、解散時に債務超過している場合には、国庫による支出
				(国民負担)ができることとされており、当該政策手段を取ることを回避
				するためには、引き続き、税負担軽減措置によることが妥当である。
		2	他の支援措	他の支援措置や義務付け等は存在しない。
			置や義務付	
			け等との役 割分担	
		3	地方公共団	本特例措置により、機構のセーフティネットとしての機能が発揮さ
		0	体が協力す	れ、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化が図られることによ
			る相当性	り、金融システムの安定性の確保等に貢献している。
				その結果、銀行等が地域において金融機能を円滑に発揮すること
				が可能となり、地域経済の健全な発展に寄与するものであることから、
				課税団体である地方公共団体にとっても大きな意義を有するものであ
				3 .
12	↓ ┆有識者の見解		<u> </u>	_
	17.50 11 17 20 11			
13				令和4年8月(R4 金融 03)
	評価の実施時期			